

令和7年第3回滝川市議会定例会（第14日目）

令和 7年 9月18日（木）

午前 9時53分 開 議

午前11時23分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について
日程第 4 報告第 4号 監査報告について
報告第 5号 例月現金出納検査報告について
日程第 5 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
意見書案第2号 ヒグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策の強化を求める要望意見書
日程第 6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江 海 子 君	10番	木 下 八 重 子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稻 井 健 二 君	建 設 部 長	堀 之 内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君

市立病院事務部次長	金子和史君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	福田善之君	監査事務局長	菊田健二君
総務課長	須藤公夫君	財政課長	岡崎卓哉君

○本会議事務従事者

事務局長	寺嶋悟君	事務局次長	壽崎行洋君
書記	小島亜美君	書記	林麻結君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。なお、この場合11名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位12番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
高橋議員の発言を許します。高橋議員。
○高橋議員 おはようございます。会派清新の高橋です。通告に従い、質問を行います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、女性活躍社会の実現について
- 2、滝川駅周辺地区再生整備事業について

初めに、市長の基本姿勢について伺います。女性活躍社会の実現についてです。第2次滝川市男女共同参画計画には、意思決定過程への女性の参画拡大が掲げられています。しかし、現状部長級以上の行政職には女性は一人もいません。私は、初めてここに議会で来たときにこの目の前の多様性とはちょっとかけ離れた景色に衝撃を受けたことをよく覚えています。今も市民側からぱっと見た印象からくる違和感は拭えません。市としてこの現状をどう捉えているのか、また今後の人事で管理職への女性登用をどのように進めていく考えなのか併せて伺います。

- 議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。
○総務部長 それでは、答弁させていただきます。女性管理職の登用についてのご質問ですが、令和7年4月1日現在、本市において市立病院の医療部門職員及び西校教員を除く管理職は95名、そのうち女性職員は21名です。ご指摘のとおり、女性の部長職はおりませんが、管理職全体に占める女性職員の割合は増加傾向であり、5年前と比較しても2.7パーセント増加し、22.1パーセントとなっているところです。管理職への登用につきましては、今後も性別にかかわらず能力や意欲、適材適所などの観点から登用していく考えであります。キャリア形成に必要な研修等の機会を提供するなどの環境整備などにも取り組むとともに、併せてライフイベントによるキャリアの中断などについては育児や介護の両立支援制度等の充実を図る中で職員が仕事や昇任に対するモチベーションを維持できるよう、これらは性別にかかわらずですけれども、支援に努めてまいりたい

いというふうに考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させてください。5年前より2.7パーセント増えており、うち22パーセントが女性の管理職であるというお話だったのですけれども、実力主義を私も否定するつもりはございません。しかし、現状ゼロというこの事実は、制度的な壁や無意識のバイアスの存在を示しているのではないのでしょうか。努力を進めていただけるといふことなののですけれども、具体的にいつまでにどれくらい部長級職以上に女性を登用するかなど、数値目標を掲げる考えはありますでしょうか。国では、本年7月末に発表した第6次男女共同参画基本計画の中で、女性管理職を2020年代の可能な限り早期に30パーセント程度にする目標を掲げています。これは一般企業の話なのですけれども、昨日市長がおっしゃった本市のインクルーシブ社会実現のために5年後、10年後にどの水準を目指しますか。具体的な数値目標やビジョンを公表することは、市民理解にもつながって来ると考えます。どうでしょうか。伺います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 管理職への登用の考え方につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりです。その中で、目標の数値を設けないのかというようご質問かと思えます。部長職以上の目標というのは特に定めておりませんが、第2次滝川市男女共同参画計画、この中におきましては一般行政職の女性管理職の割合の目標値ということで、2027年までに20パーセントというふうに掲げております。現在一般行政職の女性管理職に限った場合、滝川市における割合は19.2パーセントとなっておりますので、まずはその目標20パーセントというところを目指してまいりたいというふうに考えております。

○高橋議員 次の質問に移らさせていただきます。駅周辺地区再生整備事業についてです。昨日の関藤議員や三上議員への答弁で判明した事項につきましては理解いたしましたので、重複する内容の答弁は省略していただいて構いません。令和5年第4回定例会で私は文化ホール整備に関してアンケートやワークショップの活用など、市民参加の必要性を提言いたしました。最近の報道等を見た市民からは不安や不満を訴える声が続かず、先日滝川市文化連盟が配付した会報やアンケートには文化活動の継続や継承が困難になりつつあるという現状や施設整備への強い要望が示されており、私も一部共感しております。今後も同事業に文化ホール機能を含める方針について変わりがいいのか、この1点だけ確認したく、市の方針を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ご質問いただきました滝川駅周辺地区再生整備事業についてお答えをいたします。現時点におきましては、大本の計画となっております滝川市公共施設個別施設計画前期計画に基づきまして、ホール機能につきましては、ご質問いただきましたとおり、(仮称)駅前交流施設において整備を計画していることに変更はございませんので、そのような方針で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 前回の一般質疑では、ホール機能に関して他の議員に対し様々な可能性を検討してい

くと答弁がありました。同じ方向を向いて進んでいかなければ、このようなまちの在り方に関わるような大きな事業は成功しないと考えます。今こそ行政と市民が手を取り合い、一丸となるべきです。行政と市民が落ち着いて一緒に議論を交わす仕組みが必要ではないでしょうか。そこで、伺います。今後駅周辺整備の検討に当たり、臨時のホール機能検討会議などではなくて、長期的な本市の文化振興と駅周辺再生を見据えて、有識者や文化団体、市民と行政が定期的に意見交換を行うような協議会を設置するお考えはあるのかを伺いたしたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの高橋議員のご質問でございますけれども、協議会を設置する考えを持ち合わせておりませんでした。高橋議員はじめ多くの方々の希望があるということは重々承知しているつもりでございますので、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 高橋議員。

◎2、保健福祉行政

1、生活保護について

2、保育料の算定について

3、妊産婦への保健・栄養指導について

○高橋議員 続いての質問、保健福祉行政について伺いたしたいと思います。生活保護受給者が入居している家主から市が住宅扶助を受給者本人に全額支給する形では家賃の未納や滞納が生じやすく、家主側の経営リスクになっているのだという相談を受けたことがあります。生活保護制度では、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的としており、家賃の未納等により退去や転居が繰り返されてしまうことは家主、入居者双方の生活を不安定にします。他の自治体では、自治体が代理納付を行う仕組みもあります。そこで、以下の点について伺います。

1、滝川市の住宅扶助支給、管理の現状と未納トラブルの実態把握について。

2、代理納付することへの制度的、運用的な可能性について。

3、安定した住環境の整備、確保が図られるための市の対応方針、この3点について伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 生活保護制度というのは、まず最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するということが目的としております。生活保護受給者自らが家賃等の公共料金の支払いを適切に行うということは、その方の日常生活の自立につながるというふうに考えております。1つ目のご質問の回答になっていきますけれども、そのため担当ケースワーカーは訪問調査等を通じまして各種支払いが適切に行われているか確認しております。ほとんどの受給者は適切に支払いされておりますので、現在家賃の未納についてのトラブルは把握しておりませんが、仮に家主から家賃の滞納等の相談があれば、早急に支払うよう指導いたします。

2番目ですけれども、次に代理納付をすることの可能性ですが、現状公営住宅入居者につきましては、原則代理納付を実施しております。民間住宅入居者につきましては、おおむね口座振込等により適切に支払われていることから、実施しておりませんが、代理納付を行える体制という

のは既に整えております。

最後に、また受給者が安定した住環境を確保し続けるためには、家賃の滞納を発生させないことが大切でありますので、引き続き訪問調査等において家賃の支払い状況の確認を行うとともに、必要に応じて代理納付を実施してまいります。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 続いての質問に移っていきます。本市では、多子世帯の保育料負担軽減策として第2子、第3子軽減制度を設けていますが、これは上の子が小学校に上がると下の子が1人目扱いとなるため、適用範囲外となってしまいます。私自身も3年前次女が小学校に上がったと同時に、息子の保育料が倍額になるという経験をしました。実際には複数の子供を育てる負担は年齢にかかわらず続いていくことに対し、この軽減策は双子や年子などごく一部の家庭にしか適用されない限られた支援策になっているのではと考えます。千葉市などのように多子の定義の見直しですとか、保育料算定の柔軟な運用を検討してはどうでしょうか。市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 滝川市におきましては、ご質問の多子世帯の保育料軽減は国の考え方に即して実施しております。この多子世帯負担軽減も含めて、国の保育料に関する考え方は保育サービスを受ける対価としての応益負担とご家庭の所得に応じた応能負担を組み合わせる非常にバランスのよい仕組みとして設計されており、保育所を利用しない市民との公平性を担保しつつ、子育て世帯に過大な負担が生じないように配慮されたものとなっております。また、ご質問の根底にあると思われる多子世帯の負担感につきましてですけれども、市としましてはお子様が小学校に上がったからといってご家庭の育児にかかる負担が軽くなると考えているわけではございません。むしろ小学校に上がった後には、学童クラブ事業などをはじめとした別の行政サービスによる支援が重要で、その充実を図る必要があると認識しているところでございます。行政サービスを組み立てる上で、保育料の多子世帯負担軽減についてはやはりあくまで保育サービスを受ける上での負担調整でありまして、小学校就学後の児童をカウントから外すということは一定の合理性があると考えてございます。その分小学校に就学したお子様に対しては、先ほど申し上げた学童クラブ事業など別の形で行政支援サービスを提供させていただくということになると思います。そういった意味で、特に国の基準を上回り、市の独自財源につながるような直接受益を受けている方の負担軽減ということについてはその事業だけで考えるのではなく、広い視野を持って慎重に検討する必要があると考えてございます。滝川市は子育て支援を重点施策として位置づけ、その充実化は必須と考えておりますが、子育て支援施策によって受益のある市民とそうでない市民の視点、将来含めたまち全体にもたらす効果、必要性、そのバランスなどを踏まえ、子育て支援施策として何を優先して実施していくかについては慎重に議論し、選択していく必要があると考えておりまして、来年度以降に向けて現在その作業を進めているところでございます。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。再質問をさせていただきます。ご答弁の中で国の基準のバランスのよい仕組みであるということや合理性のある制度ということなのですけれども、実際は中間

層の家庭も物価高等で苦しんでいます。子供は、家庭を選ぶことはできません。制度上は小学生がいるだけで下の子が1人目扱いとなり、保育料が跳ね上がる、これが現実です。10年前の平成27年からの5年間を対象とした滝川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念で、子供を産み育てることに対する不安や負担感の軽減とうたわれていました。昨日の寄谷議員の一般質問のご答弁でも、5年ごとに適宜こども計画の見直しを行っていますとありました。平成の時代の不安感や負担感の軽減から令和の時代は安心して子育てができる持続的な仕組みづくりへと次のフレーズに移行していく、滝川市こども計画の策定はそのために行われたと認識しています。実際の多子軽減制度の毎年の利用数及び本市の財源負担を伺うとともに、時代に合わせた子育て支援の政策転換という考え方をいま一度伺いたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず負担の関係でございませぬけれども、実際にご質問にあった千葉市の制度に即して考えた場合には、滝川市の場合には1,000万円を超えていく金額が年間かかってくるだろうというふうに推測をされます。その上ですけれども、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、保育サービスだけを切り取って考えた場合には議員ご指摘のとおり負担が変わっていないのだから、カウントをし続けてほしいというお気持ちも分かりますし、保育サービスを実際に受けている方からはそういうお声がきつと上がってくるだろうなというふうには思っておりますけれども、市としては全体を見て、小学校に上がった方に対しても行政コストをかけて支援サービスを行っていかねばならないという現状がありますので、この全体を見た中で市の政策としてどうしていくか、実際に受益を受けていらっしゃる方から幾ら負担をいただくかということを実際に検討することが議員おっしゃる持続的な制度という観点からは重要なことというふうに考えてございます。そうした検討の上で、現状では議員ご指摘の多子世帯の軽減負担については維持をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。しつこいようで恐縮なのですが、最後に市長にお聞きしたいと思います。

少子化対策は待ったなしです。やはりこういったことの積み重ねが子育て世帯全般の流出の原因の一つになっているのではと考えています。私は、おととい4人目を妊娠中の市民の方から滝川市はたくさん子供を産んで少子化対策に貢献しても支援に実感がないと、子育て政策のよいまちを探して、ほかのところに引っ越したくなるという声をもらいました。本市が平成20年に制定した滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例第4条には、全ての子供が健やかに育つために必要な環境を整えることは市の責務であると明記されております。家庭環境で色分けせず、全ての子供たちが平等に扱われるべきであり、条例に基づき手後れになる前に今こそ抜本的な子育て改革が必要ではないでしょうか。ぜひ市民の声と現状を市長はどのように受け止めているのか、見解を伺いたいと思います。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの高橋議員のご質問でございますが、子育て支援、確かに滝川市は至らぬ部分があるのだろうなというのは私も感じております。そのため、国も子どもまんなか社会というふうに言っておりますけれども、私も滝川市においては子育て支援策を充実しようということを担当の皆さんと相談しながら、いろいろと検討しているところでございます。しかしながら、いろいろ財源を伴う話ですとか様々な課題がございますので、一つ一つをすぐ実行するわけにはいかないのですが、何かできることからやっていこうというふうに考えているところでございまして、今後は子育て世代のための施策を充実するように努力してまいりますので、いろいろご提言をいただきながら、また市民の皆様のお声を届けていただきながら滝川市としてできることを一つ一つ積み重ねて、市民の皆さんにこのまちで子供を育てていけるように、気持ちになっていただくような努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。続いての質問に移りたいと思っております。妊産婦の保健栄養指導についてです。妊婦健診や乳幼児健診での指導について丁寧に本市が実施されているという一方で、座る時間が長時間となり、母体に負担をかけているのではという声があります。私自身も妊娠中に健診と指導の日が重なったときがありまして、体調を崩して、医療処置を行ったことがありました。経産婦や体調不良の妊婦に対しては内容を簡素化、選択制、あるいはオンライン化するなど柔軟な運用を検討していただけないか伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 妊婦面談は、妊娠届出を出される全ての妊婦の方に対し妊娠初期の母子健康手帳交付の際と妊娠中期と言われます24週から28週頃の2回実施してございます。つわりなどで体調が優れないという方も少なくありませんので、あらかじめ所要時間をお伝えし、体調に配慮して行っておりますけれども、保健師、栄養士からの問診、保健指導、妊娠期の各種事業や給付金等の申請、制度に係る説明などを行うため、お一人におよそ1時間ほどの時間を頂戴しているところでございます。前回の妊娠から期間が短い経産婦の方や体調が優れない方などの場合は説明項目を絞ったり、改めて別日程に分けるなどを状況判断でさせていただいているところでございます。妊婦面談では妊娠、出産、育児に関わるどんなささいな不安やリスク要因にも気づき、必要な支援につなげたいと考えておりますことから、ご本人の主訴として表出される言葉以外の思いや情報もできるだけ酌み取ることができるようオンラインではなく、妊婦ご本人との対面による面談を重視しております。相談や保健指導につきましては、対面を基本とさせていただきますが、面談時間の短縮、効率化のためにスマホなどを活用した届出や問診票の事前提出については検討しているところでございます。事前予約も受け付けておりますので、ご都合のよい、できるだけ体調のよい日に余裕を持ってお越しいただけるよう周知してまいりたいと考えてございます。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。本市が丁寧に妊産婦に向き合われていることが伝わりました。

再質問を1つだけさせていただきたいのですけれども、対面での対応を大切にしながらも、できる範囲はオンラインでも対応を検討していますということなのですから、いつ頃にどんな形で

導入予定か、分かる範囲でいいので、教えてください。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま検討中でありまして、時期を明言することはなかなか難しいのですが、今年度中にある程度方向性は定まるかなというふうに考えてございます。

○議 長 高橋議員。

◎3、教育行政

1、文化教育拠点について

○高橋議員 教育行政の質問に移っていきたいと思います。現在市内文化団体が使っている音楽公民館や市民交流プラザでは、簡易舞台の天井の低さや音響環境、バリアフリー対応や空調設備の不十分さなど課題が文化団体から多数指摘されており、既に本市の文化振興全体に悪影響が出ているとの声があるのですが、駐車場に空いた穴に砂利を敷くですとか、スポットクーラーを搬入するなど、限られた予算の中でも時に職員自ら汗を流し、できる限りの対応をしていると、私自身も利用者ですので、よく知っております。大変感謝しております。そこで、新たな施設整備までの期間、予算をつけて既存施設の機能補完や利用環境の改善など暫定的な支援策を講じる考えがあるのか伺います。また、あるとすればいつ頃の対応になるのか伺いたしたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 既存文化施設や代替施設の改善についてのご質問でございますが、教育委員会としましてもご利用いただいている様々な団体や活動されている方々から施設の状況についてご意見いただいております。ご指摘いただいたような課題について認識をしております。音楽公民館で、先ほど議員もおっしゃっていましたが、空調設備がないことから、夏場の気温が高い日には熱中症対策として、スポットクーラーの設置ですとか大型の扇風機を複数台配置するなど応急的な対処については講じてきているところです。しかしながら、音楽公民館ですとか市民交流プラザにおいて他にご意見いただいておりますような活動面、客席環境に関する課題について十分な改修、改善には至っていないところがございます。現在様々な課題を洗い出す中で対応可能な改善策の範囲を検討しているところですが、備品の入替えですとか施設の改修といった改善策には財源を要しますので、その内容あるいは実施時期を含めて明言できる状況にはございませんが、利用環境の改善についてはできることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 最後の質問に移ります。文化施設整備の遅れによる子供たちの育ちや地域の文化継承に及ぼす影響は、見過ごせないものと私は考えています。市として今後の文化芸術政策をどのように位置づけ、展開していくのか伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 文化芸術政策についてのご質問でございます。文化活動の主体は市民であり、教育委員会や行政としてはその活動を支える環境づくりや機会提供を行うことが基本的な役割と考えてお

ります。子供を含む市民全体が文化、芸術に親しみ、一人一人が文化活動を身近に感じ、生活の中で多様な表現や交流を楽しめる社会を目指しながら、そのための各種事業を展開しております。具体的に申し上げますと、鑑賞機会の充実、市民参加型事業として、たきかわ音楽祭やこどもミュージックフェスタ、ロビーコンサート、滝川市民文化祭などの実施を支援し、市民が文化、芸術に関わる事業に取り組んでおります。また、子供たち向けには、プロの芸術家を学校に招聘して、演奏ですとかワークショップを行うアウトリーチ事業ですとか、市内文化団体による伝統文化教室など学校訪問、児童対象事業を実施しております。そのほか、文化芸術コーディネーターとして採用しております地域おこし協力隊員による子供たち向けの事業の企画、検討も進めております。先ほどの答弁でも触れましたが、既存施設ですとか代替施設の課題についてはできるところから改善に努めてまいりたいと思いますし、ソフト面でもよりよい事例を取り入れながら文化、芸術活動の支援に努めてまいりたいと思います。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。文化振興のために様々な取組を継続されていることを評価いたします。文化、芸術とは何かと考えますと、単なる表現活動などではなくて、市民から湧き上がるまちの彩りであったり、ある人にとっては心の栄養であったり、飲み水と同じように生活に欠かせないもの、ライフラインでもあると思います。子供から大人までそうした営みの積み重ねがこのまちに生きる誇りを育てています。しかし、今ご存じのように滝川の文化、芸術はかつての華々しい活気の面影がなく、衰えてきています。文化やホールなんて本当に必要あるのですかという声すら聞こえてくる現状に私は強い危機感を覚えています。改めて市長に伺わせていただきます。このまちの文化の現状認識と今後への思いをお聞かせください。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきますが、先ほど教育委員会のご答弁にもございました。ホール機能を含めました施設整備の見通しをお示しできていない現状、本当に申し訳なく思っているところでございまして、文化団体や活動されている方々には本当におわびを申し上げたいと思っております。今ほど高橋議員がおっしゃったとおり、文化、芸術というのは市民の心の潤いにつながるということは確かだというふうに思っておりますし、今まで滝川はやはり教育のまちでもありましたし、文化、芸術のまちであったという、私も生まれたときからこのまちにいますので、そのように感じております。そういう意味では、本当に申し訳なく思っている中で、今回1,500万円の予算で子供たちに楽器を、中学校、高校に送らせていただきました。これは、やはり音楽活動に支障を来しても困るということと、発表の場の問題もございますけれども、少しでも芸術、音楽に親しむ子供たちが増えてほしいという願いを込めているということもぜひご理解いただきたい。今回の定例会で補正予算でお認めいただきましたので、子供たちの手元にこれから楽器が届いていくというふうに思っております。そういうふうな思いで今進めておるところでございます。ですから、私は文化を否定しませんし、文化の振興に対してはぜひとも進めていきたいというふうに思っております。市民の皆さんに様々な声が出てきているということは、重々理解しております。しかしながら、文化を守るためには大勢の皆さんと力を合わせていかなければいけな

いというふうに思っておりますので、先ほどの高橋議員の質問で協議会みたいなのをつくっていただきたいというご要望がございましたので、検討しますというふうにお答えしました。教育委員会に相談しないで勝手に答えたものですから、後で教育長に怒られるかなと思いながら考えてはいるのですが、やはりそういうような会を通じて多くの皆さん方に文化、芸術を認めていただく、またもしかするとその会には文化、芸術は要らないのではないかという方にも入っていただくと。そのような形で市民の考え方の醸成みたいなものも必要なかなというふうに思っているところでございまして、今後いろいろと協議をさせていただきながら文化、芸術の振興に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして高橋議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口です。それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

◎1、防災行政

1、災害時の輸送協定について

まず、防災行政になります。災害時の輸送協定について。苫小牧市は地震、風水害、大規模火災などの災害時に被災者や資機材をはじめ、災害対応人員やボランティアの輸送協定を市内民間輸送会社と締結しております。現在滝川市の災害時協定は、市民への情報伝達をエフエムなかそらちと、また燃料供給に関しては空知地方石油組合と締結しております。両方とも私が締結したのですけれども、ほかに物資の輸送については滝川市トラック協会と協定を結んでいます。ここで私が危惧しているのは、空知川周辺にある啓南団地等の多くの住民がいるところで風水害、風水害の場合は事前に川の増水というのがわかりますので、今は高齢者避難指示とかというのが出るようになっておりますけれども、いかんせん啓南地区の古い住宅、公住については高齢者がますます増えて、これからももっとももっと増える状況にあります。避難をするということは、基本的には自助が一番先になりますので、自分で逃げてくださいというのが原則となりますが、自分で逃げるといって車を持っていない高齢者がどんどん増えているこの地区の状況からすると、これからは災害が起きたときに大変心配があるわけです。ですから、ほかの地域でもやっているの、市内のバス事業者や、それからタクシー事業者と輸送の協定を結んではいかがかなというふうに思っております。ただ、協定を結んだからといって最初からその業者に頼るのではなくて、自助、共助ということで自分で車を出せる人は出すし、町内会で出せる人は町内の人を乗せていくというような形が先に来ますけれども、そうでなくて、大量に急いで運ばなくてはならないときに、物資は協定を結んでいるから、いろいろあると思いますけれども、人員の輸送というのは今までないわけなので、そういう協定を結んでも使わないのが一番ですけれども、やはり協定を結んでおくのが安心策の一つかなというふうに思います。見解をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 災害時における輸送の協定ということに関するご質問ですが、滝川市におきましても

災害の発生に備えて平素から迅速な対応ができるような準備を行っており、その一環として民間事業者等との間で様々な分野での防災協定を締結しております。この中には、災害物資や資機材の輸送に関する協定や避難者等の人員搬送の協定も結んでおりますが、人員搬送につきましては本市における災害対応ではまずは議員からお話ありましたが、指定された避難所に自助、共助として対応、避難していただくということを基本として考えておりますので、その際の対応を中心とした協定となっており、これを万が一に備え、市内タクシー事業者2社と締結しているところであります。ご質問の中にもありました苫小牧市の事例などについては、主に広域的な避難を想定した被災者の大量搬送のための協定と伺っておりますが、現在議員ご指摘の高齢者等避難発令時からの大量搬送ということにつきましては本市としては想定をしておりませんでした。災害対応に当たる人員の搬送、それから避難生活の長期化に伴う避難所間の移送などの必要性、こういったことが生じる可能性、それから先ほどありました団地ですとか、そういったところからの大量の避難というようなことですとか、滝川市で所有していますバス車両、それから人員だけでは対応できないというようなことが生じる可能性もあるというふうに思われますので、今後他市の事例なども参考にさせていただきながら、こういった事業者の方とどのような内容の協定を結ぶことが効果的なのか検討を進めたいというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

◎2、保健福祉行政

1、訪問介護への支援について

○山口議員 それでは、次に移ります。保健福祉行政です。訪問介護への支援についてお伺いします。東京商工リサーチの集計によると、訪問介護事業所のこの上半期の倒産件数は45件に上り、2年連続で過去最多を更新しました。倒産理由は、介護報酬の引下げ、利用者減、ヘルパーの賃上げが進まないことによる採用難などが考えられ、北海道は東京、和歌山、兵庫に続き、4番目に多く事業所が倒産をしています。滝川市内の訪問介護事業所も人材不足や人件費及び物価高騰で大変厳しい経営状況にあるとお伺いしております。訪問介護事業所が倒産することになると、国の居宅介護方針は根底から瓦解をします。市民の生命と暮らしを守るために訪問介護事業所が継続して事業を行えるように滝川市独自で支援をするべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 すみません。市長ではないのですけれども、担当部長としてお答えさせていただきますが、訪問介護事業所においては、議員ご指摘のとおり、令和6年度に行われた介護報酬改定によりまして訪問介護に係る給付単位が引き下げられたことに加えまして、最低賃金の上昇や物価高騰による経営コストの上昇などによりまして厳しい運営となっている事業所が多いと言われております。特に地方は都市部に比べてサービス提供に要する車での移動時間や燃料費が多くかかるものの、介護報酬ではそれらは加味されていないなど、実際の費用負担に即した報酬体系となっていないということが指摘されております。また、市内の訪問介護事業所からは、サービスの提供依頼に対して介護人材が足りておらず、利用の調整に苦慮しているという実態も伺っております。高齢者が在

宅生活をより長く継続するためには、介護予防に加えて、訪問介護を含めた各種介護サービスを適切に利用することが重要であると認識しております。そのためにも、事業者が地域において継続的にサービス提供を行うための措置を講じるよう北海道市長会を通じて国に要望しております。また、介護人材の育成、確保として、資格取得に要した費用の助成や介護に関する基礎的な知識や技術を学ぶ介護ビギナーズ講座を開催するなど、介護職への定着や介護の仕事の魅力発信等を行っております。とにかく介護サービス事業所、とりわけ訪問介護事業所への支援につきましては、国の制度動向や他自治体の事例などを踏まえながら、どのような支援や施策が効果的であるか前向きに検討してまいります。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 議長のお許しをいただきましたので、会派清新、柴田でございます。通告に従いまして、質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、市政執行体制の整備促進について

2、指定管理者制度の見直しについて

初めに、市長の基本姿勢、市政執行体制の整備促進についてお伺いをさせていただきます。先日も私が聞いたこともないような事件が起こりまして、羽田空港の保安業務に当たっている職員があらうことか、お客さんのお金に手をつけた。私も長く生きておりますが、そのような事件が航空業界で起こるということは想定もしていなかった。あるいはまた、銀行でもお客様のお金に手をつける、このような事件が多発した時期がございました。これも、私も本当に長く人生を歩んでおりますが、聞いたことのない事件でありました。実は、自治体においても全国で様々な業務上の問題や停滞事案が発生しております。賦課徴収を忘れたというような事案については、私も市の職員として勤めておりましたが、こういった自治体においてこのような業務の停滞が起きる、このこと自体が非常に驚いたことを今も覚えております。本当に今までに見聞したことのない事例が発生しているこの現状をしっかりと乗り越えていかなければいけません。本市においても、このままでは今後予想し得ない事態が発生することも考えられます。今こそ市政執行上の人員配置、あるいはまた意思伝達手段などを点検し、改善、整備に努めるべきだと考えております。市長の考えをお伺いをいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市政執行上の人員配置、それから意思伝達手段などの執行体制の整備についてというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、時代の変化に即した効率的な執行体制、これを整備するためには、人員配置の適正化や意思伝達手段の改善は、これは重要な課題であるというふうに認識しておりますし、不断の見直しが必要であるというふうに考えております。本市では、職員の配置につきましてはその時々行政課題に最も効率的、効果的に対応するため、定期的には毎年各所属のヒ

アリングなどを実施し、翌年度以降の執行体制を検討するとともに、課題が生じた際には随時各所管と連携し、限られた人員の中、効果的な配置に努めているところであります。また、適切な意思伝達につきましては、継続した業務プロセスの見直し、これはもちろんのこと、特に重要な案件については業務の進捗確認等を含め、職場内ミーティングでの情報共有を徹底するなど、特に指導に当たる管理監督職の役割と責任の意識啓発などに努めてきているところです。様々な問題、それから事件ということが生じているというお話もありました。職員のモラル、それから業務執行に当たる際の姿勢といいたいまいしょうか、そういったことについては今後も引き続きしっかりと指導をしていきたいというふうに思っておりますし、体制面での課題、人員配置、それから意思伝達手段、こういったところにつきましては絶えず見直しを図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 今のタイミングでご指摘をさせていただいたわけですので、しっかりと今後行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。指定管理者制度の見直しについてであります。滝川市内でも同様のことなのですが、施設管理の手法と指定管理期間等がうまく合致しない現状があるというご指摘をいただいております。平成15年に指定管理者制度が導入されて以来、やはりこれはしっかりと見直してこなければいけなかった事例だと思っております。全国的にも実は3年の指定管理期間というのが今5年、あるいはそれ以上に延びている自治体が非常に多くなっております。その現状を踏まえて、しっかりとこれを見直していく必要があると考えております。現状において、このことについてのお考えを伺っておきます。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本市におきます指定管理者制度の指定期間につきましては、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、平成15年の条例制定時から原則3年ということで運用してきたところであります。ご質問の趣旨は、この原則3年、これが現在事業者の参入しやすい環境と乖離しているのではないかという点かと思っております。総務省が行っております公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査、これによりますと、指定期間につきましては全国的な傾向として平成18年度には3年というところが47.3パーセント、これに対して5年というところが28.9パーセントとなっておりますが、直近の令和6年度では5年、これが77.1パーセント、3年というものが10.9パーセントとなるなど長期化が進んでいるところであります。この背景には、指定期間を5年とすることで安定したサービス提供が見込めること、それから初期投資の回収計画を立てやすいこと、それと人材の確保、定着や育成を図りやすいこと、さらには事務に必要なコピー機などの備品のリース期間、これが税法上の耐用年数である5年と一致すること、こういったことがあり、結果として事業者にとって参入しやすい環境の整備につながっているというものと考えております。本市の現行制度におきましても、施設の性質に応じて条例や特例で期間を調整することが可能となっておりますが、今後施設の目的や事業内容を踏まえつつ、原則5年を採用する他市の事例が多くなっておりますので、こういった事例を参考に事業者の皆様

が参入しやすい環境づくりという観点から指定期間の見直し、これについて検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 大変前向きなご答弁、ありがとうございました。

最後に、市長にお伺いします。先ほどの市政執行体制の整備促進についても、今回の指定管理者制度の見直しについても実は不断の見直し、あるいは様々な事業内容の見直しを不断に行っていないと立ち後れてしまう部分だと思うのです。こういったことについて、市長として今後しっかり全体の事業を見直して、時代に合わせていく必要性について市長はどう考えているのか最後にお聞きしたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの柴田議員のご質問でございますが、議員おっしゃるとおりだというふうに私も思います。DX等々推進をしております、いろいろと事務事業等の見直しも進めております。また、ただいま前向きな答弁をさせていただきましたけれども、指定管理につきましても時代に即した対応が必要であるというふうに思っている次第でございます。そういうことを含めて、不断の見直しというのを今後とも心がけながら業務の執行に当たるつもりでございますので、よろしくご指導いただきますことをお願い申し上げ、答弁といたします。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第63期事業年度の事業報告でございます。

お手元の資料1ページを御覧ください。1の事業概要ですが、公社の事業はゴルフ場事業、賃貸建物事業、公園管理附帯事業、パークゴルフ場指定管理事業、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園キャンプ場指定管理事業で構成されており、主力事業であるゴルフ場の利用者数は昭和52年開場以来延べ167万人を超えました。今事業年度においては、大きな災害もなく経過し、年間来場者数は前年より693人増の2万4,232人となりました。また、パークゴルフ場については、指定管理者として芝生養生管理、受付業務及び使用料金収納業務を行ってまいりました。さらに、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園キャンプ場指定管理事業は、令和5年、運営を引き継いだ当初は利用者が少なかったものの、滝川市と連携した施策の実施や旅行雑誌への継続的な掲載により、目

標としていた年間20万人の利用者を達成いたしました。このような中、本社と各部門の連携強化と迅速化による利用サービスの向上、事務事業の効率化を図り、収支改善に努めました。以下、ゴルフ場事業ほか5事業の部門別事業概要につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、2ページ、3ページの庶務事項につきましては、各会議の開催状況ですので、お目通しをお願いいたします。

続いて、4ページを御覧ください。貸借対照表につきましては千円単位で申し上げます。左側の資産の部につきましては、流動資産4,875万6,000円、固定資産3億1,166万4,000円、資産合計で3億6,042万円となりました。右側の負債の部でございますが、負債合計6億1,569万4,000円となっております。純資産の部につきましては、純資産合計マイナス2億5,527万3,000円となっており、負債、純資産合計につきましては3億6,042万円となりました。

続いて、5ページを御覧ください。損益計算書でございます。売上高3億2,790万4,000円、売上原価1,364万円、売上総利益金額は3億1,426万3,000円となりました。販売費及び一般管理費は3億3,918万円、営業損失金額が2,491万7,000円となりました。さらに、営業外収益が944万6,000円、営業外費用が18万6,000円となり、経常損失金額が1,565万6,000円となり、税金を差し引きますと1,586万2,000円の当期純損失金額となったところでございます。

6ページの販売費及び一般管理費、7ページの株主資本等変動計算書、8ページの附属明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続いて、9ページを御覧ください。固定資産の取得及び処分減価償却費明細書中、当期増加額は機械器具や車両運搬具の購入によるもの及び一括償却資産として698万1,000円、期末残高は3億1,166万4,000円となりました。

10ページは監査報告書、11ページは役員名簿並びに株主名簿です。お目通しをお願いいたします。

続きまして、64期事業年度事業計画についてご説明申し上げます。13ページ、事業計画につきましては、前63期と同様のゴルフ場事業、賃貸建物事業、公園管理委託事業、パークゴルフ場指定管理事業、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園キャンプ場指定管理事業の5事業を実施しております。

14ページの予定損益計算書ですが、売上高につきましては63期予定損益計算書から874万9,000円増となる3億5,184万円を見込み、加えて販売費及び一般管理費につきましても1,410万7,000円増となる3億2,572万7,000円を見込んでおります。また、当期純利益についてはマイナス10万5,000円を見込んでいるところでございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点だけお伺いをいたします。

昨年この場で取締役会の議論として従業員の方の所得控除の原資のために何らかの策を打たれるという議論がありますかという質問させていただきました。ゴルフ場が値上げになったのは私は知っていますが、その後従業員の所得の関係に充てられているのか、その経過についてご説明をお願いいたします。

○議長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今ほど議員からのご質問のとおり、前回ご質問いただきましたことを踏まえまして、取締役会での議論も経て、ゴルフ場の料金の値上げのほうも一部させていただきました。今手元に全ての料金体系の資料がちょっとございませぬけれども、今後も含めまして値上げの分、これから高騰していく人件費、そういったものに対応しているというふうにお考えいただいて間違いのないというふうに思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 私のほうも1点お伺いします。

事業報告書のほうにあります市借入金削減傾向にあるということは理解しているのですが、要するに期末に5億9,000万円ほど返して、また期頭にお金を借りると。行ったり来たりしているのですが、これが減少傾向にあると。これはいつ頃解消される予定なのか、そういう協議がなされているのかをお伺いします。

あと、併せてこれは場合によったら借入金が増えるような決断をするのか、そういうことがあるのかどうかお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今ほどの質問でございますけれども、振興公社の経営計画につきましては第57期ということで、平成30年度に経営計画を立てておりまして、この中で令和10年度までのまず計画ということになりますけれども、毎年1,000万円ずつ市からの借入金を解消していくということで目標を立てておりまして、近年順調に1,000万円ずつ下げていくと。直近におきましては2,000万円ほど下がった経過があると思っておりますが、そういったことで順調に計画は推進できているというふうに考えておりますので、今借入額が増えるというような見込みは立てておりません。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 増えないということはよく分かりました。1つ目のほうなのでございますけれども、大方1,000万円から2,000万円ずつ減らしていくということなので、5億9,000万円、ざっと30年後には解消されるという認識で、よろしかったですか。この確認だけ、1点だけ聞かせください。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今ほど申し上げた経営推進計画書自体が30年後まで詳細を計画したものでありませんので、明言はちょっとできないかと思っておりますが、ただこのような形で順調に返済を進めて、そういったこと、返済を減らしていくということ、最終的には解消するということを目指しておりますので、順調に進めばそういったところに進んでいくというふうに考えております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第4号 監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第4、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、産業振興部、福祉部、健康こども未来部で、令和6年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、産業振興部では契約事務において委託業務契約で仕様書に規定する業務担当員を定めて、受注者に通知していないもの、使用許諾契約では施行決定書を作成していないで契約を締結しているもの、またアルコール検査の記録では検査をせずに公用車を運転しているものやアルコール検査をした職員と違う職員が運転しているものなど多数ありました。福祉部では、契約事務において滝川市長名ではなく、担当者名で発注書を交付しているもの、往復100キロメートル以上ある公用車による出張で日当を支給していないもの、著作権者の許諾を受けずに住宅地図帳を複製利用しているもの、団体事務で乙地の日当を甲地で算出し、多く支出しているもの、健康こども未来部では、契約事務において委託契約の公定価格改正に伴う変更契約で変更後の単価を遡及適用する規定がありませんが、年度末に改正施行日まで遡及して精算分を支出しているもの、物品購入単価契約で落札者でない事業者と予定価格（設計金額）を超えた金額で契約を締結しているもの、私有車の公務使用者に車賃を支給していないもの、予算の流用前に支出負担行為承認表を作成し、発注及び検収しているものなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第4号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年5月分から7月までの例月現金出納

検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金及び預り金に係る出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われていると認められました。また、計数以外の書類検査ではありますが、指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言していますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第5号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。安樂議員。

○安樂議員 1点だけ質疑させていただきます。

報告第4号、監査報告の産業振興部のところですが、指導の中でアルコール検査をしないで車を運行していると。これは、郵便局でもありましたけれども、重大な事案に発展するという可能性が非常に強いというふうに考えます。これは何件あったのか、また所属長はどういう指導をしたのか伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまのアルコール検査の質問に対してですけれども、監査事務局としまして検査をした結果、件数まで今押さえていませんけれども、多数ありました。業務的にも外勤が多いところがございます、聞き取りの中では検査をされていると思われる事案もあります。ただ、記録がされていないと、そういうものも多数ございまして、私ども監査としましては書類での検査となりますので、そういう部分も含めて件数にカウントさせていただいてございます。監査指導の中で所管の部課長にこの旨説明をしまして、今後改善していくということの回答をいただいております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第5 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

意見書案第2号 ヒグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策の強化を求める要望意見書

○議 長 日程第5、意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、意見書案第2号 ヒグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策の強化を求める要望

意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣であります。

意見書案第2号 ヒグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策の強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程が全て終了いたしました。市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第3回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

9月5日に開会されました本定例会でございますが、本日までの14日間、議員各位におかれましては提出された議案につきまして特別委員会を設置するなどし、慎重に、そして熱心にご議論賜り、いずれも可とご認定いただきましたことに心からのお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会の一般質問、いろいろご意見がございましたし、今滝川市の大きな課題は滝川市立病院の経営改善でございます。その計画を滝川市立病院の院長、副院長はじめ多くの職員の皆様方が一丸となって計画を今おつくりいただき、これからに向けて努力をするというふうに頑張っているところでございます。私どももそれに応えるべく、でき得る努力をしなければいけないというふうに思っている次第でございます。市立病院の努力だけで経営改善は成し遂げるものではないと思っております。この中空知は、厚生労働省の地域医療構想のモデルケースの地域に全道で唯一選ばれております。今その計画がどのように進むかということで、厚労省と打合せをしているところでございます。令和7年度中に新しい計画が発表され、それをどのように実行していくか、伴走型支援をどれだけ取り付けていくかということが大きな課題であると思ひ、いろいろと交渉しているところでもございます。また、この地域、中空知、6つの自治体病院がございまして、高度急性期、そしてこの急性期を担う砂川、滝川の市立病院を中心にそれぞれの医療をどのように分担していくかと、自助努力もしなければいけないということで、その懇談といひますか、いろいろと議論も始まりつつございます。それぞれがそれぞれの補完をし合いながら、この中空知の医療をどう守っていくかということが今大変大切な時期であるというふうに思っている次第でございます。これらを複合的に合わせることによりまして滝川の市立病院の経営健全化並びに滝川の医療が守っていけるというふうに思っている次第でございます。これからその不断の努力を続けてまいりたいと思っておりますし、そのことがこの中空知の医療を守ることにもつながるというふうに思っている次第でございます。

今後も皆様方にいろいろご意見等いただきながら、またいろいろと議論をさせていただきながら進めてまいり所存でございますので、今後ともご指導いただきますことをくれぐれもお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員